

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6

Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二

Fax :06-6209-8145

↳ 経営承継円滑化法の対象外になる会社

Q : 経営承継円滑化法の対象にならない会社があるそうですが、どのような会社なのですか？

A : 中小企業に該当しない大会社、資産保有会社、資産運用会社、その他一定の会社は対象外とされています。

【解説】

経営承継円滑化法が今日から施行されていますが、この法律の対象とならない会社には、上場会社のほか、法律に定める中小企業に該当しない大企業、医療法人等、風俗関連事業会社、実質的な子会社が上場会社である会社、総収入金額がゼロ、常時使用する従業員がゼロの会社、資産保有型会社、資産運用型会社が該当することとされています。

資産保有型会社とは、総資産に占める特定資産の割合が70%以上の会社をいい、資産運用型会社とは、直近の事業年度における総収入金額に占める特定資産の運用収入の割合が75%以上の会社をいい、①被相続人の死亡時に事業を3年以上継続して会社や②事務所、店舗、工場等の施設を所有している会社、③常時使用する従業員の数が5人以上、④自己の名義・計算で商品販売、広告等、許認可、知的財産権を所有している会社は、これらに該当しないとされています。

特定資産には、有価証券、不動産、現預金、ゴルフ会員権、絵画、彫刻、工芸品等の動産、貴金属、宝石等が含まれ、有価証券からは実質的な子会社株式、不動産からは自社で使用する不動産が除外されることとなっています。

